

# 身体拘束廃止のための指針

医療法人桃潤会  
介護老人保健施設ナーシングプラザ三珠  
介護老人福祉施設カーム三珠

## 1 身体拘束廃止に関する理念

身体拘束は、利用者の生活の自由を制限することであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものです。

当法人では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人一人が身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち、身体拘束等をしないケアの実施に努めます。

## 2 介護保険指定基準に規定する身体拘束禁止の条文

当法人は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為を禁止します。

## 3 緊急・やむを得ない場合の3要件

利用者個々の心身の状況を勘案し、疾病・障害を理解したうえで、身体拘束を行わない介護の提供をすることを原則とします。

しかしながら、以下の3要件のすべてを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体拘束を行うことがあります。

### ① 切迫性

切迫性とは、利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いことを指します。

### ② 非代替性

非代替性とは、身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないことを指します。

### ③ 一時性

一時性とは、身体拘束その他の行動制限が一時的なものであることを指します。

緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、身体拘束廃止委員会を中心に十分に検討を行い、身体拘束による心身の損害よりも、拘束をしないリスクの方が高い場合で、切迫性・非代替性・一時性の3要件のすべてを満たした場合のみ、本人・家族への説明・同意を得て行います。

また身体拘束を行った場合は、その状況についての経過記録の整備を行い、できるだけ早期に拘束を解除するよう努めます。

#### 4 日常ケアにおける留意点

常に「身体拘束ゼロ」を目指すために、日常的に以下のことを念頭に置き、ケアに入ります。

- ・身体拘束廃止に向けて常に努力します。
- ・身体拘束廃止に向けてあらゆる手段を講じます。
- ・身体拘束を許容する考え方はしません。
- ・安易に「やむを得ない」で身体拘束を行いません。
- ・「やむを得ない」と拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返ります。
- ・利用者主体の行動・尊厳ある生活に努めます。
- ・言葉や応対等で、利用者の精神的な自由を妨げないよう努めます。
- ・利用者の思いを汲み取り、利用者の意向に沿ったサービスを提供し、多職種共同で個々に応じた丁寧な対応をします。
- ・利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由(身体的・精神的)を安易に妨げるような行為は行いません。

参考【介護保険指定基準に規定する身体拘束禁止の対象となる具体的な行為】

- ・自分で降りられないように、ベッドを柵(サイドレール)で囲む。
- ・点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ・車椅子やいすからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける。
- ・立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
- ・徘徊しないように、車いすやベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ・転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ・点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ・脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。
- ・他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ・行動を落ち着かせるために、抗精神薬を過剰に服用させる。
- ・自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

参照:厚生労働省「身体拘束ゼロへの手引き」

#### 5 身体拘束廃止に向けた体制

当施設は、身体拘束を適正化することを目的として、「事故防止委員会(身体拘束廃止委会・虐待防止委員会を兼務する)」を設置します。

## 6 委員会の開催

委員会は、年に2回以上開催し、次のことを検討、協議します。

- ・身体拘束等に関する規定及びマニュアル等の見直しをする。
- ・年間研修計画に沿った研修が効果的なものとなるよう企画し、評価する。
- ・身体拘束等の兆候がある場合には慎重に調査し、検討及び対策を講じる。
- ・身体拘束を実施さざるを得ない場合の検討をする。
- ・身体拘束を実施した場合の解除の方法等を検討するとともに、身体拘束廃止に関する取り組み等を全職員へ指導する。

## 7 構成員

委員会の構成委員

- ・理事長
- ・施設長
- ・医師
- ・事務長
- ・看護師長
- ・看護主任
- ・介護主任
- ・介護支援専門員
- ・支援相談員
- ・リハビリテーション主任

なお、委員長は委員会の趣旨に照らして必要と認められる職員を委員会に召集することができる。

## 8 やむを得ず身体拘束を行う場合の対応

本人又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合は、以下の手順に従って実施します。

### ① 委員会の開催

緊急やむを得ない状況になった場合、委員会を中心として、各関係部署の代表が集まり拘束による利用者の損害や拘束をしない場合のリスクについて検討し、身体拘束を行う事を選択する前に『切迫性』『非代替性』『一時性』の3要素全てを満たしているかどうかについて検討、確認します。

要件を検討・確認した上で、身体拘束を行うことを選択した場合は、拘束の方法、場所、時間帯、期間等について検討し、本人、家族に対する説明書を作成します。また、廃止に向けた取り組み改善の検討会を早急に行い実施に努めます。

## ② 利用者本人や家族に対する説明

身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間又は時間帯・機関・場所・改善に向けた取り組み方法を詳細に説明し、充分理解が得られるように努めます。また、身体拘束の同意期限を超え、なお拘束を必要とする場合については、事前に契約者・家族等と行っている内容と方向性、利用者の状態などを確認説明し、同意を得たうえで実施します。

## ③ 記録と再検討

法律上、身体拘束に関する記録は義務付けられており、専用の様式を用いてその様子・心身の状況・やむを得なかった理由などを記録します。身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を逐次検討します。その記録は2年間保存、行政担当部局の指導監査が行われる際に提示できるようにします。

## ④ 拘束の解除

記録と再検討の結果、身体拘束を継続する必要性がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除します。その場合には家族に報告します。

## 9 身体拘束廃止及び改善に関する職員教育・研修

介護に関わる全ての職員に対して、身体拘束禁止と人権を尊重したケアの励行を図るために職員教育を行います。

### 職員教育の内容

- ・定期的(年2回)に「虐待防止・身体拘束等防止研修」を実施する
- ・新任者、中途採用者には「虐待防止・身体拘束等防止研修」を実施する
- ・その他必要な教育・研修の実施する

## 10 当指針の閲覧について

当指針は、入所者及び家族がいつでも施設内にて閲覧ができるようにするとともに、ホームページ上に公表します。

### 付則

2023年4月1日より施行します。